

# 教育委員会の予算編成に関する研究

## — 3 政令指定都市調査の報告を中心に —

江 口 和 美

### 1. はじめに

本稿は、市教育委員会の予算編成過程と担当者の意識を調査することで、義務教育関連の予算措置に影響を及ぼしていると担当者が認識する要素を見だし、地方交付税（以下、交付税とする）の算定基準がどの程度予算編成過程で重視されているかを明らかにすることを目的とする。

現在、学校図書館の図書整備費や準要保護の就学援助費等は一般財源化され交付税により地方財政措置<sup>(1)</sup>（以下、地財措置とする）されている。文部科学省（以下、文科省とする）は学校図書館の図書整備計画に基づき交付税上乘せにより地財措置し、整備計画の達成目標を設定、達成率を年度ごとに公表してきたが、なかなか目標達成しない状況が報告されていた。加えて、財政的な理由のために予算化が進まない自治体の状況が報告されていた<sup>(2)</sup>。地方分権の推進で使途限定型の補助金や負担金の一般財源化が進んだ後、文科省は補助金等の代替として交付税による地財措置で政策・施策を進めようとするが増えた。しかし、交付税上乘せによる地財措置では、財政的な理由で予算化が進まない自治体もあり、全国的な政策推進目的での交付税上乘せという地財措置の有効性には疑問が残る。では、文科省が全国的な一定の教育水準を担保するために政策を推進しようとする場合、どのような手段がどの程度の効果を生み出すのかが筆者の研究関心である。その一端を明らかにするため本稿では、教育委員会の予算編成過程と担当者の意識に着目することとした。

自治体の予算編成は、市民参加型の予算編成等の新しい取り組みの有無、PDCA サイクル（plan-do-check-action cycle）を意識した前年までの評価の反映方法等、さまざまな面において自治体ごとに手法の違いが存在する。自治体の予算編成や意思決定に関する先行研究は、自治体全体としての先進的な取り組みに関する宮田・鈴木（2012）や村上（2012）、首長やマニフェストと自治体の意思決定の関係に着目する竹内（2017）や永津（2014）、首長にとっての予算編成と財政運営に関して論じた小西（2015）等があり、教育委員会の予算に着目したものは、近畿各府県教育委員会の生徒指導関連予算に着目し、地域の特性をみようとした石村他（2013）等がある。しかし、市町村レベルで自治体全体の予算編成の中での教育委員会予算という視点から、教育委員会の予算編成過程に着目したものは管見の限りでは見あたらない。

そこで本稿では、自治体内における教育委員会予算編成過程の一端を明らかにするため政令指定都市への移行時期が近く、人口規模も近似している3市を対象に、教育委員会の総務部局で予算関係の

担当者に半構造化面接を実施した。予算編成の繁忙期にあたったため、対面は1市のみで2市は電話による調査となった。なお、政令指定都市に着目した理由は、回答にあたる担当者が政令指定都市に移行する以前より当該自治体で職員であったと想定されるため、移行前後の変化も理解したうえでの回答が得られるのではないかと期待したからである。

## 2. 3市の概況と市長・教育長・回答者の属性

今回調査対象とした3政令指定都市の状況を確認する。まず、3市は2015年国勢調査結果による人口差は約4万人の範囲であり、政令指定都市への移行日の違いは2年以内である。

次の表1で3市の状況を概観すると、2010年と2015年の国勢調査での比較で、人口増減率はマイナス0.2~0.4%、高齢化率も26%台で全国的な高齢化率よりやや低い水準である。行政効率という面

表1 3市の概況

		A市	B市	C市
2015年国勢調査・対2010年人口増減		-0.4%	-0.2%	-0.3%
2015年国勢調査・人口密度		512人/km <sup>2</sup>	1,115人/km <sup>2</sup>	5,602人/km <sup>2</sup>
2015年国勢調査・高齢化率		26.1%	26.8%	26.7%
産業構造	第1次（2015年国勢調査）	4.0	3.7	0.5
	第2次（2015年国勢調査）	34.4	22.1	24.4
	第3次（2015年国勢調査）	61.6	74.2	75.1
2016年度決算・財政力指数		0.89	0.75	0.84

※ 2015年国勢調査・全国結果・表3-1（e-stat: <https://www.e-stat.go.jp/>）と平成28年度決算カード（総務省HP: <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>）より作成。（最終確認日2019年1月21日）

表2 市長・教育長・回答者の属性

		A市	B市	C市
市長	現在の期数	3期目	1期目	3期目
	自治体職員経験	無	無	有
	教員経験	無	無	無
教育長	現在、就任何年目	8年目	4年目	1年目
	自治体職員経験	有	有	有
	教育委員会の職員経験	有	有	無
	教員経験	有	無	無
回答者	自治体職員経験年数	13年目	25年目	21年目
	教育委員会所属経験年数	2年目	1年目	6年目
	財務関連部局経験	有	有	有
	合併前の所属自治体の規模は	2番目	1番目	1番目

※調査結果より作成。

で人口密度をみると C 市が最も人口密度が高く、B 市が C 市の約 5 分の 1、A 市は約 10 分の 1 である。産業構造で見れば、B 市と C 市は似ており、A 市は他の 2 市に比して第 2 次産業の割合が高いのが特徴的である。

参考までに 3 市の市長、教育長、回答者の情報を付しておく（前頁の表 2）。市長は C 市のみが自治体職員経験者であり、教育長は A 市のみが教員経験者である。また、今回の回答者は、現在、教育委員会の総務担当で、合併前から自治体職員であり、財務部局の経験を有する者であった。

### 3. 3 市教育委員会の担当者ヒアリングからみる予算編成過程

#### (1) 自治体全体の予算編成の中での教育委員会予算編成

教育委員会の 2019 年度予算の編成過程をまとめると次の表 3 のとおりである。予算編成作業にあたり、首長や財務部局から提示される方針は、自治体全体のもので、細かな政策や事業に関して触れられていないことは 3 市とも同様である。予算編成過程の財務部局への予算案提出は、A 市と C 市は教育委員会内の各部局から予算案を教育委員会の総務系の課がとりまとめて行っているが、B 市は教育委員会全体でなく、担当課ごとに財務部局と直接やりとりをしている点で大きく異なる。しかし、教育委員会内でとりまとめる A 市と C 市においても、財務部局との詳細な折衝等は各担当が主となり行われている。教育委員会内でのヒアリングや相談等は、A 市ではとりまとめ担当と各担当間で実施され、教育長への説明はとりまとめ担当が一括して行う。C 市は重点的に議論を要する予算項目に関しては予算編成作業前の 8 月ととりまとめ段階の 10 月に状況に応じて教育長も含むかたちでのヒ

表 3 予算編成の流れ

	A 市	B 市	C 市
首長が承認の予算編成方針が財務部局より示される。	9 月頃	8 月末頃	10 月頃
財務関係部局から予算要求枠（シーリング等）が提示される。	提示なし	11 月頃	10 月頃
教育委員会内の担当ごとに予算案を作成する。	10 月頃	9 月頃	10 月頃
教育委員会全体の予算案の取りまとめ。	10 月頃	—	10 月頃
教育委員会内の予算とりまとめ担当と各担当の間でヒアリングや交渉が行われる。	10 月頃	—	8 月・10 月
全体予算担当部局と教育委員会の間で、ヒアリングや交渉が行われる。	11 月頃	9 月頃～	11 月頃
予算編成にあたり、他部署間との競争的政策検討が実施される。	—	重点項目のみ実施	—
予算案確定前に市民に予算案を提示し、意見を求める機会がある。	—	12 月頃 HP で	—
自治体全体の予算案が確定する。	2 月頃	2 月頃	1 月頃
自治体の予算が成立する。	3 月頃	3 月頃	3 月頃

※調査結果より作成。

表4 自治体全体の予算編成に関する教育委員会担当者の認識

	A市	B市	C市
包括予算制度（部局ごとに予算配分され、その枠内で編成）が採用されている。	いいえ	一部適用	一部適用
総合計画などをベースにした予算編成が行われている。	はい	はい	どちらとも いえない
行政・政策評価等の前年度までの評価が反映される。	はい	はい	はい
政策採用や予算措置は、財政当局の意見が反映されがちである。	どちらとも いえない	どちらとも いえない	はい
政策採用や予算措置は、首長の意見が反映されがちである。	はい	はい	はい
政策採用や予算措置は、担当部局の意見が反映されがちである。	どちらとも いえない	どちらとも いえない	どちらとも いえない
基本的に前年度踏襲の予算編成といえる。	はい	はい	はい

※調査結果より作成。

アリングや相談等が2回実施されている。さらに、予算編成過程の「見える化」を進めるという視点のもとに予算案確定前にHP等で予算要求の状況を公表しているものの、その予算案確定前に個別によせられる意見は別として、意見を求めるために公表を行い、意見受付をしているのはB市のみである。加えて、B市は重点政策として予算の重点配分や新規に予算要求するものを各担当部局が提出し、首長部局で選考する取り組みが9月に実施されている。

先の表4は自治体全体の予算編成に関する教育委員会担当者の認識についての回答をまとめたものである。B市とC市は、就学援助等のような需要変動の大きなものや特に重要であるとして議論や判断を要するもの等は別枠とし、経常的で基本的な政策や事業に関する予算のみで基本的な枠を組み、その基本的な枠にシーリング（上限）をかける方式で予算編成を行っているという。A市のみは特に枠という考え方は用いておらず、必要なものを必要なだけ要求するという考え方で編成であるとの回答であった。

今回の調査で3市ともに「はい」と回答したのは、3点である。具体的には、前年度までの行政・政策評価等が反映されること、政策採用や予算措置は、首長の意見が反映されがちであること、加えて、基本的には前年度踏襲の予算編成といえることの3つである。

## (2) 義務教育関連予算措置への影響力

次頁の表5は、義務教育関連の予算措置への影響を及ぼす度合いについて、担当者の認識を問うたものである。

3市ともに「あてはまる」と回答しているのは国の法令のみである。また、3市ともに「あてはまる」もしくは「どちらかといえばあてはまる」と回答したのは、首長の意向、首長の選挙公約・マニフェストであり、法令遵守は当然のこととしても、やはり首長の意向やマニフェストは担当者の意識へ一

表5 義務教育関連予算への影響力を発揮する項目

◎：あてはまる，○：どちらかといえば，あてはまる，△：どちらともいえない，  
▲：どちらかといえば，あてはまらない

	A市	B市	C市
首長の意向	◎	○	○
首長の選挙公約・マニフェスト	◎	○	○
教育長の意向	◎	△	○
財務部局の考え方	△	△	○
国の法令	◎	◎	◎
文部科学省の政策	○	◎	△
総合教育会議の意見	○	△	△
自治体の教育振興基本計画・プラン	○	○	○
自治体の総合計画や財政計画等の全体計画	○	○	○
前年度までの行政・政策評価の結果	○	△	○
隣接自治体の動向	○	○	△
都道府県教育委員会の動向	○	△	▲
議会での審議や議員からの声	○	△	○
保護者住民からの声	○	△	○

※調査結果より作成。

定程度の影響力があることが推察される。

また、3市ともに「どちらかといえばあてはまる」と回答したのは、教育振興基本計画・プラン、総合計画・財政計画等である。教育長の意向と文科省の政策の2つは「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」「どちらともいえない」に回答が分かれた。

総合教育会議に関しては、問題となるような案件が議題となったことがないとする市も含め、3市ともに問題点や現状を共有する場を得られたことで、首長とのコミュニケーションがスムーズになり、問題点等に関して説明する際に理解を得られやすくなったと感じるとのことであった。また1市では、総合教育会議の場で学校における問題点の議論をした折に、首長がそれは早急に手を打つ必要があるとの発言をし、翌年度の予算化につながった例があったとした。

### (3) 教育委員会予算と基準財政需要額

予算編成にあたって財務部局から教育委員会に基準財政需要額が提示されるかと問うと、3市ともに提示されないとの回答であった。2市は基本的に基準財政需要額を知らないまま勘案せずに予算編成をしており、1市のみが教育委員会の総務担当者が財務部局から情報提供を受け、各担当者に知らせ参考資料としていた。

各担当者に基準財政需要額を知らせていた自治体担当者に理由をきくと、議会においても基準財政

需要額との関係で問われることもあり、予算編成にあたっても参照しておくべきであろうと、近年担当者に知らせるようにしているとのことであった。それ以前は、要望があった担当者には情報提供をしている程度であったという。

なお、勘案していない2市のうち、1市の担当者は以前、他部署に所属していた際に、基準財政需要額を参考に予算要求をした経験があるが財務部局を説得する材料には足り得なかった経験があるとのことであった。また、基準財政需要額をベースに予算を組むと実際の予算と何が乖離しているのかを検証しようとした経験があるが、計算が複雑で完成せず、途中で断念したとのことであった。財務部局からみれば基準財政需要額は交付税算定のための標準経費であり、その額を支出すべきとされる性質ものではないことから、基準財政需要額を根拠に予算措置を望むには困難がともなうと推察される。また、財務部局の協力なしでは、計算が複雑で各担当課での把握は困難であるといえる。

さらに「新聞報道等で学校図書館の図書整備費が交付税措置されていても、自治体の財政的理由で支出できないとする自治体があると報じられていました。財政的な理由とは何のことを指しているかと推測なさいますか」と問うてみた。おおむね交付税は一般財源であり、使途は各自治体の判断に委ねられているため、交付税措置の基準どおりに予算措置がなされないことが理由で、具体的に何かの指標が低い等の理由とは直結しないのではないかと回答であった。

#### (4) 予算案作成段階で担当者として意識する項目

次頁の表6は、予算案作成にあたり意識をしている項目について問うた回答である。教育委員会の予算であることから、教育委員会のトップである教育長の意向のみ2市が「あてはまる」としたが、広くさまざまな意見や声に意識を向けている様子が見えてくる。

#### (5) 財務部局との折衝に関連して

財務部局と予算折衝にあたる折の困難等について問うた結果が次頁の表7である。3市のうち2市はほぼ同様であり、必要性の説明資料に困ったことがあり、学校教育は評価が難しいと感じた経験があり、必要性が高いのに予算措置が難しいものがあるとしている。この2市は表4でみたように経常的経費を主とした枠を組み、その枠にシーリング（上限）をかける方式で予算編成を行っている。しかし、A市は他の2市と異なり、枠にシーリングをかける方式を用いていない唯一の自治体である。A市は必要なものを必要なだけ担当部署は予算要求するという考え方に基いて編成作業が行われているとする。しかし、教育委員会予算を財務部局に提出する以前に、教育委員会内で予算とりまとめ担当と各担当間でヒアリングや相談等が行われ、とりまとめ担当が教育長へ説明をする2段階の手順をとっており、必要性の検討が重ねられることで要求額は精査され、根拠や説明資料も練られている可能性が指摘できる。また、枠にシーリングをかけるという方式でないにしても、必要とする予算要求分は無限に増大することなく、その自治体内において妥当とされるレベルに抑えられているために財務部局の理解が得られやすい可能性もあろう。C市においても予算編成作業前ととりまとめ前の2



表6 予算案作成段階で意識すること

◎：あてはまる，○：どちらかといえば，あてはまる，△：どちらともいえない，  
▲：どちらかといえば，あてはまらない

	A市	B市	C市
隣接する自治体の動向	○	○	○
他都道府県と同規模自治体の動向	○	◎	○
同都道府県内の同規模自治体の動向	○	△	△
都道府県庁所在自治体の動向	○	○	○
他都道府県の先進自治体の動向	○	○	○
同都道府県内の先進自治体の動向	○	○	○
文部科学省の意向	○	○	◎
都道府県教育委員会の動向	○	○	▲
首長の意向	○	◎	○
教育長の意向	○	◎	◎
総合教育会議での意見	○	○	◎
有識者の意見	○	○	△
自治体議員からの要望	○	○	○
地元選出の国会議員の意向	○	○	△
校長会からの要望	○	○	○
PTAをはじめとする保護者からの要望	○	○	○
現場の教員からの声	○	○	○
地元紙等の報道による情報	○	○	○

※調査結果より作成。

表7 財務部局との折衝に関連して

○：はい・あてはまる，△：どちらともいえない，×：いいえ・あてはまらない

	A市	B市	C市
財務部局に予算の必要性を説明（説得含む）するうえで、根拠や説得材料に困ったことがある。	△	○	○
学校教育分野で、政策評価が難しいと感じたことがある。	△	○	○
義務教育関連予算で必要性が高いのに予算獲得が困難だと感じる施策や費目がある。	△	○	○
あれば具体的に	—	人的支援 施設管理	学力向上に 関する施策

※調査結果より作成。

回にわたりヒアリング等を実施しているが、枠にシーリングをかける方式が財務部局との交渉をより厳しいものに行っていると推察される。

#### 4. 考察

教育委員会の予算編成に関する今回の調査結果をみて、大きく異なるのはB市とC市が経常的な施策や事業経費部分の予算枠にシーリングをかける形式を採用しているが、A市では用いていないということである。また、財務部局との折衝に際して、根拠や説得材料に困ったことがあるとしたのはB市とC市であり、A市はどちらともいえないとしている。以上のことを鑑みれば、B市とC市では予算抑制の圧力が強く、予算枠にシーリングがかかることで財務部局との折衝も厳しさを増していると職員が認識している可能性が指摘できる。

その財政的な厳しさが増していると感じる要因は、何であろうか。平成28年度決算カードの情報を表8にまとめた。先にみたように3市の財政力指数<sup>(3)</sup>は0.75から0.89であり、大きく異なる感はない。しかし、財政調整基金<sup>(4)</sup>の標準財政規模<sup>(5)</sup>に比しての割合をみるとA市は8.5%、B市は1.9%で2015年度末と2016年度末の残高を比較すると約20億円減、C市は1.0%で残高は微増である。なお、平成29年度実施の総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」<sup>(6)</sup>でみるとB市は2006年度末から2016年度末で、財政調整基金残高が約170億円減（82.5%減）となっており、A市は約9億円増（6.2%増）、C市は不明である。以上をみれば、B市は10年間で年平均約17億円ずつ基金が減少しており、2016年度時点での将来負担比率<sup>(7)</sup>が139.6%と3市中突出していることを併せみれば、財務部局のみならず広く職員も財政が厳しいとの認識をしていると推察される。

また、C市は健全化判断比率<sup>(8)</sup>の実質公債費比率<sup>(9)</sup>も将来負担比率も突出はしていない。しかし、C市の特徴としては他の2市に比して、民生費<sup>(10)</sup>が市の歳出の48.5%を占め、突出している。C市の決算カードをさかのぼり民生費を確認すると、3市が政令指定都市であった2007年度決算<sup>(11)</sup>にお

表8 平成28（2016）年度決算カードでみる情報

		A市	B市	C市
標準財政規模		1,784.55億円	1,950.04億円	1,879.10億円
財政調整基金残高		151.68億円	36.11億円	18.16億円
対標準財政規模の基金残高比率		8.5%	1.9%	1.0%
健全化判断比率：実質公債費比率		8.4%	11.1%	5.7%
健全化判断比率：将来負担比率		—	139.6%	17.5%
目的別歳出 の状況 (抜粋)	民生費	34.4%	33.4%	48.5%
	土木費	15.5%	19.8%	13.9%
	教育費	11.9%	9.6%	8.5%

※平成28年度決算カード（総務省HP：<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>）より作成。（最終確認日2019年1月21日）



いては37.9%であり、10年間で市の歳出に占める割合が約10.6ポイント増加していることがわかる。10年間で歳出規模も2,908億円から3,498億円へ約590億円増加し、標準財政規模も1,702億円から1,879億円へ約177億円増加しているが、民生費は1,102億円から1,697億円へ約595億円の増加であり、歳出の増加分や標準財政規模の増加分を超えて民生費が増加している。

なお、他の2市の2007年度と2016年を比較すると、A市は民生費の割合は22.8%から34.4%へ11.6ポイント増、B市は26.3%から33.4%へ7.1ポイント増である。また、A市の民生費は419億円増、B市は365億円増であり、民生費の比率が増大しているのは3市ともに共通であるが、人口規模が近似しているにもかかわらず、C市の約595億円増は突出している。

C市に関してはそもそも民生費の比率が高かったうえに、さらに他の2市に比して民生費の増加が大きかったために、2016年度には48.5%と市の歳出の半分にせまる状況である。加えて、民生費は社会福祉行政分野の経費であることから住民のニーズに応じて増減する費目であり、ニーズがあるのに財政の厳しさを理由に支給を抑制することが困難である性質を鑑みれば、民生費の増加が他の費目支出の抑制要因のひとつとなっている可能性が指摘される。

ただ、A市の決算カードをみる限り、B市のような財政調整基金の減少と将来負担比率の大きさや、C市にみる民生費比率の高さはみられないが、民生費は着実に比率が高まっており、安定的な財政運営を目指し、適正な予算編成を目指していることは想像に難くないことは付言しておく。

以上のように、自治体単位でみた場合、程度の差こそあれ財政規律や将来の自治体財政を鑑み予算抑制に努めようとの意識が働く中で、教育委員会の予算、殊に義務教育関連の予算措置に影響を及ぼしていると自治体担当者が認識しているものは何か。先の表5でみたように、教育委員会の予算担当者は3市ともに影響するものとして国の法令を挙げている。しかし、文科省の政策になると「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」「どちらともいえない」と回答が分かれ、自治体ごとに重きが置かれる度合いが異なってくる。ただ、首長の意向やマニフェストは3市とも「あてはまる」もしくは「どちらかといえばあてはまる」のいずれかで、国の法令ほどではないが勘案されている様子がみえる。担当者にきくと、首長はマニフェストを提示し、当選した公選職であることから、民意の賛同が一定程度あると考えられるため配慮するとの回答であった。

また、予算案作成段階で意識することについて問う（表6）と、広くさまざまな意見や動向に意識を向けていることがわかる。また、以前は隣接自治体等が意識されたが、政令指定都市になったことで他の政令指定都市の動向は意識するようになったと回答した市もあった。しかし、やはり意識されているのは首長の意向、教育長の意向、総合教育会議での意見がより強く意識される傾向にある。

先に述べたように財務部局からみれば、基準財政需要額は交付税算定のための標準経費でしかなく、担当部局も基準財政需要額を知らなければ、文科省が予算化を望み上乗せで地財措置を行っても、予算化される可能性は低いと判ぜざるを得ない。上乗せされた額を知らなければ、文科省の希望どおりの予算要求はあり得ず、また、予算要求しても財務部局からみれば、標準経費なのでその額を支出すべきとされているものではないとの理解に立てば、教育委員会担当部局がその必要性を説明し、財

務部局の理解を得る必要がある。しかし、先の表7でみるように、財務部局との折衝で、説明やその根拠資料等に困ることがあるのが現状であり、説明・説得は容易でないといえられる。

よって、文科省は政策推進経費として交付税上乗せによる地財措置を行い、上乗せ分の予算化を望むのであれば、説得力のある根拠資料と上乗せ措置されている自治体ごとの額を教育委員会の担当者に提示する必要があるのではなかろうか。ただ、地方分権推進により地方の自治を阻害しないという前提と交付税は一般財源であり用途が限定されていないという性質を勘案すれば、交付税上乗せによる地財措置での政策推進の効果には疑問が残る。

## 5. まとめにかえて

本稿は、あくまで3政令指定都市の調査の範囲においてのものである。3市においては、予算措置に影響を及ぼしていると担当者が認識しているのは国の法令であり、文科省の政策は自治体により重視される度合いに差があり、首長の意向やマニフェストは一定程度勘案していることもわかった。また、文科省の交付税の上乗せによる地財措置により全国的な政策推進を目指そうとすれば、予算化の際に財務部局への説得性を欠く可能性があることが指摘された。

今回の調査は3市のみであるため一般化はできない。市町村レベルの自治体において、どの程度文科省の政策が重視されるのか、また、交付税の上乗せという地財措置が認識され、基準財政需要額が参照され、予算化につながっているのかをより精緻に評価するためには、全国的に自治体数を増やし、調査する必要があると考えている。全国的な調査による評価は今後取り組んでいく予定である。

## 謝辞

繁忙期にもかかわらず調査にご協力くださいました3政令指定都市の教育委員会ご担当者の皆さまに心より感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS 科研費：JP18H05773・19K20965の助成を受けたものです。

注(1) 石原信雄他監修(2011)『六訂 地方財政小事典』ぎょうせい(pp. 394-395)によれば、地方財源の総額の確保のための措置を「地方財政対策」といい、具体的な財政措置として地方交付税の総額の増額や地方債の増発等の措置がなされている。また「7. 事業費の一部を市町村が負担すれば、その負担に対して国の財政支援がなされるそうですが、その内容について教えてください。(地財措置)」(秋田県庁旧HP：[http://www.pref.akita.jp/fpd/nogyonoson/nn\\_susume/01\\_aramashi/01\\_aramashi007.htm](http://www.pref.akita.jp/fpd/nogyonoson/nn_susume/01_aramashi/01_aramashi007.htm) 最終確認日2019年2月13日)では、地方財政対策のためにとられている具体的な財政措置のことを一般に「地方財政措置」というとする。

(2) 金目哲郎(2014)「公立小学校の学校図書整備の予算に関する一考察」『人文社会論叢 社会科学篇(32)』弘前大学人文学部, pp. 81-93, 2010年03月22日朝日新聞朝刊青森全県・地方版「(あおり 探) 図書費の予算、全国最下位 県内小中学校 自治体財政難響く／青森県」, 2008年06月26日毎日新聞朝刊・大阪版「Watch! : 図書購入費の予算措置率が低いのは 自治体の台所事情を反映?／大阪」等。

(3) 総務省の平成30年版地方財政白書の用語の説明(p. 6)では「地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。」とされている。

- (4) 上掲書の用語の説明（p. 7）では「地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。」とされ、適正規模は標準財政規模の10～20%といわれている。
- (5) 上掲書の用語の説明（p. 6）では「地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。」とされている。この標準財政規模は地方財政の指標で多くの基準に用いられている。
- (6) 総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」（総務省 HP：[http://www.soumu.go.jp/iken/h28\\_118776.html](http://www.soumu.go.jp/iken/h28_118776.html)）参照。最終確認日2019年1月21日。
- (7) 上掲書の用語の説明（p. 6）では「地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。」とされている。
- (8) 総務省の平成30年版地方財政白書の用語の説明（p. 6）では「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。」とされている。
- (9) 上掲書の用語の説明（p. 6）では「当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。」とされている。
- (10) 上掲書の地方経費の内容（p. 53）では、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費とされている。
- (11) 平成19年度決算カード（総務省 HP：<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>）により確認。最終確認日2019年1月21日。

## 参考文献

- 石村卓也・石田聡・田中るか他（2013）「教育予算と地域特性：近畿各府県教育委員会所管予算における生徒指導関連予算に焦点」『教育実践研究紀要』第13号，pp. 281-290，京都教育大学。
- 小西砂千夫（2015）「首長にとっての予算編成と財政運営（特集 新体制と自治体のガバナンス）」『月刊ガバナンス』2015年5月号・第169号，pp. 24-26，ぎょうせい。
- 竹内直人（2017）「自治体における政策形成と予算編成の関係変化：マニフェストの自治体行政管理への影響（特集 公共政策と行政管理：政策論と管理論の交錯）」『公共政策研究』第17号，pp. 52-68，日本公共政策学会。
- 永津美裕（2014）「地方自治体の意思決定」『北九州市立大学マネジメント論集』第7号，pp. 45-59，北九州大学大学院マネジメント研究科。
- 宮田昌一・鈴木潔（2012）「都市自治体の予算編成手法に関する調査研究：最先端予算編成」『都市とガバナンス』第17号，pp. 125-131，日本都市センター。
- 村上浩世（2012）「新潟市の予算編成における『留保財源』手法について」『月刊地方財政』2012年12月号・第51巻12号，pp. 152-178，財団法人地方財務協会。